

公益財団法人さが緑の基金「緑の募金」表彰規程

平成 30 年 5 月 11 日制定

第 1 目 的

緑の募金として多額の寄附を行った個人又は団体に対して、感謝の意を表すとともに、これからの緑の募金の推進、発展に資するため、公益財団法人さが緑の基金理事長から感謝状の贈呈を行うこととする。

第 2 表彰の時期

原則として、毎年の秋期緑の募金運動期間内に行う。

第 3 表彰の方法

被表彰者に対し木製感謝状を贈呈する。なお、被表彰者が木製感謝状を希望しない場合においては、通常の感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

第 4 表彰の対象と基準

表彰の対象及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人にあつては、緑の募金寄附累計額が 50 万円に達したとき。
- (2) 団体にあつては、緑の募金寄附累計額が 100 万円に達したとき。
- (3) 前二号により表彰を受けた者は、その翌年から起算し前二号の額に達したときは再度表彰対象とする。
- (4) 1号又は2号に該当する者で、公益社団法人国土緑化推進機構が行う「緑の募金」顕彰により農林水産大臣感謝状、林野庁長官感謝状及び国土緑化推進機構理事長感謝状を授与された者（申請中のものを含む。）は対象としない。

第 5 選 考

第 4 の表彰は、公益財団法人さが緑の基金理事長が決定する。

第 6 表彰の事務

表彰に関する事務は、公益財団法人さが緑の基金事務局において行う。

附 則

この規程は、平成 30 年度の表彰から適用するものとし、「公益財団法人さが緑の基金緑化功労者等表彰規程」は廃止するものとする。